

狩猟鳥獣の見直しに関する関係団体への意見照会の結果概要

1. 意見照会の対象団体

全国農業協同組合中央会
全国森林組合連合会
(一社)大日本猟友会
(一社)全日本狩猟倶楽部
(公財)日本野鳥の会
(公財)世界自然保護基金ジャパン
(公財)日本自然保護協会
全国内水面漁業協同組合連合会※意見無し
(公財)日本鳥類保護連盟※意見無し

2. 意見照会結果

(1) 対象種、捕獲等の制限、猟法の制限について

■対象種について

- ・ニホンザルを狩猟鳥獣及び指定管理鳥獣に指定することを要望。(全国農業協同組合中央会)
- ・オオバンを狩猟鳥獣に指定することを要望。((一社)大日本猟友会)
- ・ゴイサギとバンについては狩猟鳥獣から外すべき。((公財)日本野鳥の会)
- ・野生化しているヤギの狩猟鳥獣への指定の是非を検討すべき。((公財)世界自然保護基金ジャパン)
- ・ヤマシギを対象種から解除すべきである。((公財)日本自然保護協会)

※減少の危惧とアオシギ等との混獲回避。

■捕獲等の制限について

- ・むそう網において1回及び1猟期で捕獲できる羽数の設定等の見直しが必要。※以前より1度に捕獲できる量が格段に増えているため。((一社)大日本猟友会)

■猟法の制限について

- ・むそう網の大きさに制限を加えることを要望。※狩猟鳥類以外の水鳥の混獲を防止する為。((一社)大日本猟友会)
- ・青森・秋田・山形各県のカモ類の猟期を11月15日～2月15日に変更することを要望。((一社)大日本猟友会)

- ・くくりわなの直径の計測方法を速やかに「最大直径」とすることを要望。
((一社)大日本猟友会)

(2) 上記1について、どのような観点(評価項目)から検討する必要があるか?

■必要な観点

- ・個体数、生息域などをICT活用して正確に把握すること。(全国農業協同組合中央会)
- ・対象種については、資源性、繁殖力と捕獲による生息数・生息域の著しい減少の恐れの有無を確認することが必要。((一社)大日本猟友会)
- ・捕獲等の制限及び両方の制限については、安全性に加え、自然資源としての持続的な管理や混獲による希少種捕獲の防止などの観点が必要。((一社)大日本猟友会)
- ・個体数を減らす管理手法のみに頼らず、その鳥獣の生息可能な環境全体の保全強化を志向した、複合的な「生物多様性保全の一環」として検討を行うべき。((公財)世界自然保護基金ジャパン)
- ・生態学的な観点から科学的合理性に基づいた検討と判断が重要である。((公財)日本自然保護協会)

■その他、狩猟制度全般についての意見

- ・狩猟者の育成・確保の抜本強化やICT等を活用した調査に基づく捕獲活動の実施等が必要。(全国農業協同組合中央会)
- ・住宅地等及び夜間の猟銃の発砲は禁止されているが、経験の高い狩猟者が安全上問題ないと判断する場合は発砲が可能となるよう、鳥獣保護管理法の改正の検討が必要。((一社)大日本猟友会)
- ・指定外来生物に対する狩猟者の役割等について、明確にしていくことを要望。((一社)大日本猟友会)
- ・省庁間の調整により銃猟狩猟者数を現状維持できるように検討して頂きたい。((一社)全日本狩猟倶楽部)
- ・狩猟の結果、捕獲した鳥獣を許可なく飼養できないようにすべき。※違法飼養の隠れ蓑に使われる可能性がある。((公財)日本野鳥の会)
- ・カモ類のメスの捕獲の是非を再検討すべき。メスを瞬時に識別することは難しい。((公財)日本野鳥の会)
- ・動物由来感染症に対する予防原則に立った対策の強化が必要。((公財)世界自然保護基金ジャパン)
- ・放獣行うことに対して、法律上罰則のある規制をすべきである。※意図的な

放獣を抑制する意味。((公財)日本自然保護協会)

- 狩猟場所について、狩猟場(それ以外は禁止)を設定し、管理ユニットごとに狩猟鳥獣の捕獲数を割り当てる仕組みに切り替えていくべきである。((公財)日本自然保護協会)
- 鳥獣保護管理法上の種の学名をラテン語表記に改めるべきである。※カタカナ表記だと読みにくいというえに正確さに欠ける為。((公財)日本自然保護協会)
- シカ・イノシシは奨励金による許可捕獲が捕獲の主要な部分を占めている。狩猟を通じた持続的な資源利用の仕組み等の維持確保が必要である。※狩猟の役割が著しく低下している。((公財)日本自然保護協会)